

第3回大阪市市民活動推進審議会

日 時：平成18年10月16日（月）午後3時～5時

場 所：大阪市役所 本庁舎 P1（屋上）会議室

《出席者》（委員・50音順）

浅野委員 磯谷委員 坂 委員 堀川委員
堀野委員 山内委員 山田委員

《市 側》市民局長 市民活動担当部長 市民活動担当課長 区政課長代理
健康福祉局地域福祉課長

《市民局長あいさつ》

《議事》

- （1）市民活動を推進するための基金の設置について
- （2）その他

質疑応答

（委員）人権文化センターの指定管理についてお聞きしたい

（事務局）大阪市内には市内に12箇所、西成に分館があり全部で13ヶ所ある。

同対申答申以降、昭和44年の特別法の前後から始まっている。国の場合は隣保館事業として位置づけられている。

もともとは解放会館ということで、職員については全て大阪市の職員、例外的には住吉だけが民間住吉地区がもっている人文センターと言うこともあったが、最終的には全てが大阪市の職員で運営していた。

平成12年のときに、施設のあり方をかえると言う事で、今までは地域に限っての人権相談、啓発であったが、しだいに周辺地域との交流もでてきた事もあり、地区内外の交流を促進する施設ということで明確に位置付けるため平成12年4月に条例を改正して人権文化センターという名称変更をおこなった。平成14年大阪市の人権協会、もともとは大阪市の同和事業推進協議会で各地区の大阪市同和事業促進協議会の集まりで大阪市の事業の協力団体。そこも平成12年4月に人権文化センターに名称変更した時に、同和问题だけでなく広く人権の施策に協力すると言う事で、人権協会と名称を変更した。

人権協会と言う事で特名で委託をして、職員については大阪市の職員を人権協会に派遣すると言う事でやっていた。

この指定管理制度ができた時に、大阪市からの委託はできないと言うことで公募で募集した。18年から21年までの公募期間。例外規定で公募しない場合は2年、3年とあるが、公募の場合は原則4年。21年までは人権協会に指定管理が続くが、人権文化センターのあり方そのものについては、広く人権啓発であれば、地区に限ってのものになるのか、貸し館としての利用率がまだまだ低調なこともあって、このまま人権文化センターを残す方がいいのかどうか平成20年度には方向性をだすということで現在議論をしている。

東淀川区には3地区があって飛鳥、日之出、南方とあるが、近接した地区に3館あるのでそれについては来年の秋、1年かけて議論をしていき、平成20年4月には1館に統合する方向で検討を行っている。

(委員) 全体的なことをお聞きしたい。公募、非公募はあるが、平成18年4月から指定管理者制度が行われている。各課、館で指定管理者制度についてそれぞれ評価はすると思うが、指定管理者制度の全体としての評価はどこ部署でどうするのか。

(事務局) 基本的にはそれぞれ所管の局でやるが、大阪市全体で取りまとめて公表するとなれば経営企画室になるが、具体的にどうするのか、実際にやるのかどうか今の段階ではわからない。

(事務局)

全体が始まったのが今年の4月からであるので、今、大阪市の市政改革の中で市政改革委員会や評価委員会など外部委員の機関があるので、そここのところで評価を図るということになると思うが、まだ1年たっていないので、最終どこが取りまとめて事務局がどこになるのかまだ決まっていない。おそらく来年で1年経つので中間の評価や1年ごとの評価など当然問われるので、来年の今ごろになるとあきらかになってくると思う。

(委員) 先ほどこの説明のあった手続き指針を見直して20年度から反映するという計画説明の中、委員の方に意見をいただいて進めるというようなことが示されましたが、具体的にどういうことなのか。

(事務局) 現在経営企画室で検討をしているということで外部委員と言う形での検討はしていない。

(委員) 指定管理者制度がどこが対象でどうなっているのか明確に分からない。指定管理者制度の手続きについて、公平公正性や手続きも含めて見直すという発言があったので、

どこでどう見直すのかを聞きたい。

(事務局) 指定管理の中で、公募と指名した管理は制度としてお願いしている。区民センターや区民ホール等の指定管理については各区のコミュニティ協会に指名という形で指定管理を行っている。それについては、本来なら公募型でありましたら4年間、平成22年までと言うような制度ですが、指名したところについては、平成20年度に見直すというような答えをさせていただいた。

(委員) 各局で個別に見直すということか。市民局でも非公募もあるし、健康福祉局でも非公募もあるという事か。

(事務局) どの局で指定しているかは把握はしていないが、各局は各局で方向性など見直すことになると思う。

(委員) 見直す場合、委員会に諮るのかどうか。「広報のやり方を変えました」「各局はこの部門については見直しました」など方向性を含めて公の場で審議するのか。と言う事を聞いている。

(事務局) 今回の指定管理を実施した事については、市会への上程と言う形で行ってきた。次回、2年先の取り扱いについては今の時点では分からない。

(委員) 公募・非公募は議会で決めるのか。

(事務局) 最終的には議会で決める事になるが、先ほど申し上げた指針にのっとった手続きを踏まえた上で、所管の局は原則は公募としながらも、こういう場合は非公募でいけるという、この非公募の概念に当てはまるのかどうか。それを判断した上で、市会へ提案して、最終的には市会の同意を得て決まる。公募であろうと非公募であろうと、市会の同意を得なければ前に進むことはできない。基本的には、公募であるので、今非公募としているところは、公募にしていくというのが流れである。そのことは最終的には市長が判断して議会に提出して、議会でそのことの是非を問うことになるので、市会が最終判断になるかと思う。

(委員) 手続きは今までと変わらないということか。

(委員) 審査会は公募した場合は外部委員で行う。

(事務局) 外部委員に入っただいて、点数評価をしていただいて最終的にトップのところは管理者に決まるという仕組みになっている。

(委員) 見直しというのは、公募になったときに、決定していくというプロセスの見直しと言う意味と公募、非公募も含めた指針自体の見直しと2種類あるが、この説明のあった指針を見ていると原則公募と書いてあるが、例外をかなり広く認めているような書き方になっていて、現にスタート時点では4割ぐらいは非公募になっていた。前回の説明では264のうち非公募が119と言う数値で現実的に例外部分が大きい野ではないかと思うので、このあたりが一定期間が経過したときにどう評価するのか。中での評価だけではなくて外部の評価にもかけた方がいいのではないか。という意見であったと思う。その見直しについても指針そのものには最後に必要に応じて指針の改定を行い、制度の円滑な運用を図っていくと書いていただけで、方法は書いていない。この審議会の意見としてはそれも第三者のチェックを受けるような形で、見直すなら見直す、とした方がいいのではないか。先の話なので検討していただければと思う。

(委員) 4ページに選定委員会というのがある。「原則として外部の有識者等で構成する選定委員会を設置すること。」となっている。非公募になった場合の率は高いけれども、それを公表したり公募するときには、この選定委員会が確認していることでいいのか。そういう理解でいいのか。

(事務局) 公募・非公募関わらず選定委員会での議論の結果としているので、非公募であったらそれだけで決まるということではない。ガイドラインの見直しがあってもその部分は変わらないと思う。

(委員) 選定委員会で選定するとなれば、これは先ほどからの説明にずれがある。市会にかける、その前には各局で決めて、市長が判断して、審議にかけるという説明だったと思うが、本当は選定委員会にかけるという手順があると思っておけばいいか。

(委員) 非公募の場合、選定委員会には何をかけるのですか。

(事務局) 非公募であっても公募と同じ書類の提出を求めている。その評価を行います。

(委員) 今までの議論で大体の流れは分かったが、なんとなく縦割りで決まってるような気がする。例えばこの市民活動推進審議会として、NPO、市民団体の参入が阻害されていないかとか、少し別の観点から見ることでも必要ではないかと思うので、少し先の話に

なるがこの審議会の意見も指針の見直しや評価に少しは反映されるようにしていただければと思う。

市民活動基金について

(委員) 基金のイメージはどういった運用を行っていくのか。

(委員) 毎年、毎年入ってきたお金を使おうとしているのか、基金にしてちゃんと運用して運用の果実も含めて考えているのか。

(事務局) 本来的には基金であるので、集まったお金の運用益を想定されるが、あまり過大な見込みもできないので、現実的には運用益を生み出そうと思えば大変な額が必要になってくるので、現実的にはそこまでは集まりきらないと考えられる。当初は100入ってきたら70、80と使っていないとできないのかなと考える。そうやって毎年毎年行っていくイメージがある。運用益で事業ができれば一番いいが、まだそこまでは無理かなと考える。

(委員) 当初は毎年、一定額を基金に予算化をしていくのか

(事務局) 今考えているのは、当初は一定額を大阪市も出さないといけなさそうと考えている。毎年毎年となってくると、今の大阪市のおかれた財政状況から見ると、非常に厳しいものがあるのかなと考える。当初の繰り入れについても当局からかなり言われているので、がんばるが、かなり厳しいものがあるのかなと考える。本当は10年ぐらいいれて安定的にというのが一番いいのだけれども、そこまでは約束しにくい状況となっている。

(委員) 2 (2)の基金の運営組織のところでは基金の運営全般に委員会が携わるとありますが、これは実際動かすとなればかなり詳しく決めなければならないと思います。これは基金条例を制定したあと、基金の運営委員会で決めるイメージですか。

(事務局) 一からその場でと言うのはなかなかできないと思うので、イメージ的なものはわれわれは持つが、それについてご審議いただくことになると思う。

(委員) それを基金条例に盛り込むのですか。

基金条例は基本的なものを定め、基金の募集や助成の選考方法などは、委員会で決めるということですか。

あるいは、基金条例そのもので、もう少し詳しく定めるのですか。

(事務局) 基金条例そのものについては大阪市にも色々基金があるので定型化されたものがある。

(委員) 運営方法などは、条例制定前に決めるのですか、制定後に決めるのですか。

(事務局) 運営委員会の規則・要綱などで定めないといけないので、ご意見は頂戴するということになると思う。

(委員) 条例そのものは形式的なものなので、ただ、この基金を性格付けるためには条例の文言だけでは不十分で、中身についてもある程度ここで議論した方がいいのではないか。

(委員) 基金運営委員会で運営を行うとあるが、この基金運営委員会は基金条例で決めるのか。運営委員会と基金条例とはどう関わっているのか。

(事務局) 行政的には基金をつくるためには、基金条例と言うものがある。そこにたまった基金をどう使っていくのかというのを基金条例とは別の世界で、要綱を作って運用委員会をたちあげて、そこで基金の使い道、どう使っていくのかということをして決めていくことになる。基金条例の中でというともた少し違う。

(委員) 条例を作ってから委員会を立ち上げるということですか。

(事務局) そうということになる

(委員) 寄付金の募集があつて、かたや集まったお金を運営委員会でどう使うかという事を決めていく。運営委員会はどこでだれがといたら、基金条例でどのような人を運営委員にするとか運営委員会でこのようなことをするとか、決めていくのか。

(事務局) 条例でそこまでは決めない。それは別に大阪市の方で基金運用委員会の要綱を定めてそこで詳細を決めていく事になる。要綱などを決めていく段階で、審議会の皆さんの意見を聞いていかないといけないと今は考えている。

(委員) それは基金設置要綱のようなものであると思いますが、助成した事業の成果はHPなどで公表したほうがいいと思います。

兵庫県のある団体は、HPで評価を公表しています。

助成対象となる団体の定義ですが、事務局が大阪以外にあつても、活動の拠点が大阪市内

であれば対象になると思いますが、明らかに事務所も活動拠点も外なのですが、事業そのものは大阪市内でやるというのは対象にはならないのですか。よくあるのだが。

(事務局) そういった理解でいいと思う。

(委員) よくあるというのは、例えば、ただ市内だと家賃が高いので、市外において、活動は大阪市内向けにやっていると言う事か。

(委員) 広域的にやっている NPO などで、各地で事業をやっているが、今回は大阪でやるというグループもあります。

(委員) ご意見としては、そういった事も読み込むようにした方がいいということか。

(委員) 当初はそこまでは無理かもしれませんが。いずれにしる定義は明確にする必要があります。資金が潤沢であればいいと思います。

(委員) 基金の設置目的のところでも市民、市民活動団体、企業、市とあるが、ここに例えば教育関係、例えば大学などそういった部分も巻き込んでという事で、運営委員会に学識経験者が入るのであれば、当然、大学関係者など入ってくるのではないか。その辺の文言が無いので。

活動の拠点のところでも提言の中で位置付けたのは、よそでやっているいい事業を大阪市内に引っ張ってこようと言う意味もこめて、拠点が無くても逆に大阪市内に拠点を作ってもらい仕掛け、仕組みを作っていこうとしているので、それを踏まえるのであれば拠点が無くても今後拠点を大阪市内に置くことになればこの基金の対象にしてもいいと私は思う。

行政に出きる事と言う事とあるが、逆に NPO にできることも上げた方がいいのではないか。行政がイベントなどで寄付金を集めるのではなくて、NPO もある意味で寄付金を集める窓口と考えていいのではないか NPO と行政が共に基金を作っていくというような形に持っていけないと行政が一方的に集めてそれを NPO に与えるというのはあまり良くないと考える。

寄付者のメリットでステッカーなど寄附をしたという証みたいなものをつくってはどうかということを提言で入ったと思う。単に公表だけではなくて、証になるような方策が必要だと思う。広報の手法で、これだけではなかなか伝わらないと思うので、もう少し具体的に実際に街頭に立って募金活動をする等、企業回りなど単に広報活動だけでなく、地道な活動が必要ではないか。

スケジュールで第1回の事業募集を10月から始めるとあるが、この事業の終了年度はその年度の3月末を予定しているのか。年度をまたぐような複数年でもいいのか、助成事

業の人件費はどこまでみるのかなど細かいところはどようするのか。

A4の資料で団体の登録が大阪市は空白になっているが、ここはどようするのか。

横浜、福岡は登録している。私は登録した方がいいと思う。そうすることによって多くの市民活動団体が参加しているというバロメーターになると思う。

(事務局) 大学などの話であるが、特にそのあたりが入っていないのは意識していなかった。今後検討をしていきたい。拠点の所は、今現在こういった形で考えているということで例えば、基金の運営委員会で議論をしていただいてどよういったところに助成をするのか決めていただければいいと思う。完全にそういった考えを排除したわけではない。NPOにもできることについては考えていきたい。寄付者のメリット寄附した証についてはいろいろ考えているが、寄附額など状況によって違うのでこよういった議論をしながら考えていきたい。後方の関係で、企業回りなど活動はやっていかなないといけないという認識はもっているので、その辺のご理解はいただきたい。スケジュールのところ、10月募集となっているが初年度はどようしてもこよういった日程になると思うが、今行っている公募制助成事業等半年だけであるので短いという声も聞いている。そのあたりも踏まえて検討とこようことになるが、事業機関は今の所年度内と考えている。

(事務局) 登録制度については、登録することによってこれだけが登録しているというのが分かればそれだけ基金を活用したいという団体がたくさんいるなどメリットになると考えられるが、登録をしない団体との線引きがどようするのか。登録しがたい任意の団体も考えられるので、どよういった条件で登録をするかなどいろいろ考えられるので、まだ団体登録をどようするのかとこようところまではいたっていない。

(委員) 登録制をとらないにしても、どこが資金を欲しているか何らかの形で把握はしないといけない。登録制度にして、每期每期、登録の更新をしないでいいようにするか。毎年、毎年公募の時期に手を上げさせるようにするか、何らかの形で、資金を欲している団体を把握する仕組みは必要ではないか。そうしないと審査委員会がこの団体に助成しようとして決めてもその団体がいるのかどうか分からない。うちは必要ですとこようことをどこかの段階で把握することは必要と考える。

(委員) 公募制助成事業と基金事業の違いは何か。どよう位置付けるのか。

(事務局) この基金を活用した助成は、事業助成なのか運営助成なのか家賃助成なのか色々ある。どの助成になるのかは基本的には当初から行政で決めるべきものではないと考えている。その時々々の社会的な状況の変化などによって運営委員会でどよういったところに助成をするのか決めるのか。まだまだNPOの基盤が弱いところがあるので家賃助成的な事で基

盤整備を図っていくのか。運営委員会で議論をしていただいて決めていけばいいと考えている。

(委員) せっかくの基金制度であるので数多の助成制度になってしまったら基金にお金が集まらないと思う。この基金は行政の基金ではないという風にしないと、設置の目的のところ行政からの事業助成と書いてあるが、行政からの助成金では絶対でない。大阪市が10億円集めるうちの8億円程度を出すのであればそういつてもいいかもしれないが、そうでないのに、ほとんど民間企業等から集めたお金であるのに、行政からの助成金と言うのであれば誰もお金を出す気にはならないと思う。

(委員) 行政からの助成金と言うのは、この基金から出すという理解でいいのですね。

(事務局) 市民活動を推進するための仕組みとして行政が財布つくってそれを市民が利用してもらう。行政の立場からいうと一瞬でも行政の財布を利用するので、そのことが行政の透明性の確保などにつながっていくとも考えているので、そのあたりで行政のものには100%ならないとは言いがたい部分があるのかなと思う。

(委員) この基金は大阪市の条例でつくる基金であるので、表現をうまく変えて、大阪市のHPの中に特別に位置付けるなど目立たせる手法は色々あると思います。HPをみたら助成した事業があったり、募集状況等を見ることができればいいと思います。

(委員) これはあくまで寄付金控除をするために行政を一度とおすという仕組みであるが、基金は独立しているということを出し出していけばどうか。

(事務局) 趣旨としては行政が設置した基金であるので運用委員会を設置していくということであるので、行政からのという表現を含めて考え方を整理させてもらう。

(委員) 資料の1で基金設置のメリットの2つ目の項目に関して、前回にも申し上げたが、市民から集めた基金の財源をもって、市民活動団体に助成していくということであるが、その結果が、あまり見えない。何のためにこの団体に助成しているのか。ということをもう少し分かるようにすればどうか。例えば、高齢者、子どもの安全等々今までできなかった項目は各行政区別にどういった特徴があるのかを出さないと、今税金で助成している内容と市民から集めたお金で助成していく内容のどこに違いがあるのかが見えない。企業などから寄附をもらいに行くときに、こういった事業があるので寄附をいただきたいなど、広報を含めた、見えやすい、分かりやすい理屈が、今の段階では見えていない。このようなことが分かれば、みんなやろうという気になるのではないかと。そういう表現をここに

していけばいいのではないか。

市の施策に沿った事業が対象とあるが、どのようなサービスで市の施策に沿った事業ができたのかと言う部分が見えないと、次の自由な発想との整合性が見えないのではないか。

(事務局) 趣旨はそのとおりだと思う。

事務的なボリュームとして、それができるのかどうか。事務局で議論を行いそれができるようであれば、またそういった方向で議論をしていきたいと考える。

(委員) 支援や助成した結果を公開すればいい。それを論議する考えがあるという事務局の発言は、いつぐらいになるのかももう少し具体的な方がいいのではないか。

(委員) 今の話ではお金の使い道は運用委員会で決めていくということでもいいのか。

それは、毎年、毎年かわるのか。2年くらいはこういった形で行きましょうというのを運用委員会で決めていくということであれば、枠組みとしてはそれだけ自由な枠組を作っていないと、たぶん運用委員会でも自由なお金の出し方の議論はできないと思う。

(委員) 今の現状が見えないと議論はできないと思う。これは前回の審議会でもお願いしている。今日の審議会でも資料等の回答が出ていないので再度発言している。

(事務局) 今発言のあった内容については、やっていく。その結果についてはまた知らしていく。

(委員) 支援・助成事業の現状を整理して見えてくるようにすれば、自由な発想でやるといふ部門も、運営委員会で十分な論議ができると思う。

(委員) 運用委員会の役割は非常に大きいと思う。何に使うかと言う裁量も運用委員会に任されている。その結果どうであったかも運用委員会が評価することになるのか。それとは別に、団体から出た報告書のみで判断するのか、どうであったかというのは、市民からの寄附で事業を行っているので、みんなでやらないと、運用委員会だけでやると都合のいい評価になってしまうかもしれないので、第3者的な立場で、こういう目的でしたけども、こんな結果でしたとか、もっとしないと、当初の目的のかなうような成果は出ないですよなど、評価もありうる。そんなことも評価する評価委員会も必要ではないか。

(事務局) 発言の趣旨はよくわかる。当初は運用委員会でその中で評価して事業にどう活かしていくか、というサイクルでやっていくのかなと考えていた。今言われたように他のところで第3者的な評価もいるし、その方向がいいのかどうかも含めて検討をしたいと思

う。

委員会がたくさんできすぎても問題があるのでどういった方法があるのかなと考えている。

(委員) 運用委員会が実際上がってきたものを審査する機関だとすると、審査基準、どういった分野にするかなど、単年度なのか複数年度なのかどうか。制度の骨格はこの委員会でやらないといけないと思う。そういう理解でいいか。

基金条例は形式的なものなので、中身のある話は、基金の運用指針を作らないといけない。それはここでつくるというイメージを持っているがそれでいいか。

(事務局) そういった理解でいい。

(委員) 基金運用委員会の規則はあるが、寄附受け入れのルールも必要です。また、何に助成するか。事業費を全部出すのか、一部を出すのかなど、助成の募集要項も作らないといけないですね。

(委員) 条例自体は形式的なものであるので半年で上程できると考えていると思うが、説明していく時に中身はどうなっているのか。ちゃんと決めておかないといけない。

(委員) 毎年運営委員会で決めればいいとのことですが、毎年ころころ変わると、応募する方は大変です。2年3年はこういった分野で行くなど、複数年の取り組みが必要です。資産の残高が仮に1千万あるとして、それは大阪市全体としての資産運用になるのですか。それとも基金を単独で運用するのですか。

(事務局) 基金全体での運用になっているので、これだけを取り出してということにはならない。

(委員) 合算して運用するけれども、果実は基金の額に比例してついてくる。

(事務局) 合算されているが、計算は別になる。運用については基金を全部まとめてやっているところがあるので、大阪市の基金としてまとめてやっているが、計算上は別である。また、行政の側がチェックするというのは、形式的な評価についても、いったん役所に入ると公金となるので、その公金がいかに公平性や透明性を確保しているかということがいきわたって、評価にもつながってくる。形式的な審査であって運用委員会でやるのか、審査委員会を別に設けるのかは別にして、助成のあり方、評価などは別の所にやっていただくというのが趣旨であると思うので行政はあくまで形式的な審査であるとする。

(委員) 助成の内容については、基金の運用委員会で決めていくという話があったが、それで、市民の寄附が集まるのかどうか心配である。例でいえばホワイトバンドがブームになったが、その収益が実際何に使われるかということが明らかになると、ブームが去っていった。自由な発想でと言うのはいいが、何に使うのかということをも具体的に示していかなないと寄附は集まりにくいと思う。

(委員) 分野別寄附というのがありましたが、これは寄附が集まりやすいと思います。たとえ 5 千円でも何に使ってほしいと、言えるような仕組みがあれば、寄附は出しやすいと思います。それに対応して助成事業を募集する時も分野から募集することになります。

(委員) 他の自治体の例はどうなっているのか。分野別など分けているのか。

(委員) 一方、あまり細かく分野を分けると、お金が使えなくなります。

(委員) 分野を指定したい人は分野を指定して、一般的な基金でいいという人はそれにして、寄附者が選べる仕組みにすればいい。

(委員) 寄附されるお金は、すでに大阪市に色んな名目で色んな寄附があると思うが、それとこれとは、全然別なのか。今までもこういったものがない状態でも、市にあった寄附は、こういうのができたので、今度からはこちらの基金にということになるのか。

(事務局) 一般的な寄附はもともとある。寄附者の方にどういったことに使ってほしいとかそういった所を勘案して、それぞれの基金に割り振るといった状態になっている。その中に今回この基金ができるので、市民活動にあってほしいという寄附の意向がある場合については、こちらの基金に回してほしいと言う事の調整はわれわれがやっていけないという認識はある。

(委員) 市民活動にしても色々な分野のものがある。環境活動や高齢者の分野、子育て支援をやっているなど、それとは別に市でやっている事業があるが、例えば、寄附者がお年よりのために使ってほしいと言った場合、こっちの市民活動になるのか。市でやっている事業になるのか。

(委員) 市のどこかで受けて、誰かが判断しているという現状なのか。

(事務局) そういった事になっていると思う。

(委員)今までは市民活動を支援する基金が無かったから、できた以上はそれらがこの基金に入ってくるのかどうか。

(委員)一つはPRだと思う。PRしておいて、そういう指定をしてもらおう。指定されなかった場合に、使い道があいまいな書き方をしていたときは、どういう判断をするかだと思う。

(事務局)これについての寄附だということと、寄附される方が明確にするのが一番いい。色々な分野があるので、できるだけ趣旨にそったこの基金に寄附しますと言っていただくのがありがたいし、わかりやすい。できるだけPRして寄付者の意図がここだとなるように広報を行っていきたい。

(委員)目標金額を具体的に示さないと運用金額など何をどれだけ助成するのか分からない。目標金額がぜんぜんどこにも示されていない。他のところに事例でもそんなに大きな金額にはなりえていない。その辺をどう理解するのか。寄附を集めようと思えば、これだけ集めたという風にしないとなかなか寄附は集まらない。大阪市がこれだけ出す。市民の人たち、企業、学校も含めて、お金を集めていって、こんなところにこういった出し方をするというような呼びかけをしていかないと、多分集まらないと思う。そのあたりの検討はしているのか。

(事務局)市民局だけで勝手にいくらと決めるわけにもいかない。これは来年度の予算に関わる話であるので、最終的には予算の中で決まっていく話であるので、われわれが軽々に出せる仕組みにもなっていないので、今の段階では目標値は無い段階である。予算が成立しますと、どの程度かはっきりするので、例えば市がいくらで、民間からいくらという感じで、ですからこれぐらいを目標として集めますよという作業ができると思う。委員が知っている内容はそのとおりと思うが、今の段階では目標は設定できない。

(委員)基金のメリットの中で、税金が有効に使われるという事をもっと強調してもいいのではないか。市も出すし、税控除が発生することで税収も減ることが予想されるが、最終的には、それが呼び水になって、寄附が増えて、全体としては税金の有効活用になるというような、そういう趣旨のことが大阪市のメリットになるということを強調してもいいのではないか。

そうしないと、財政を持つところの立場から言うと、こういった財政状況の中、なぜ出さないといけないのかという発想になる。

(委員)市民も財政を持つところも納得しないとけない。

(委員) お金以外の寄附はどうなるのか。土地とか絵画など。受け取るのか受け取らないのか。そういった事も運用委員会で決めるのか。

(委員) 企業からの寄附などはパソコンなどが考えられる。

(委員) 場所を提供してくれるとか、そういったことが市民活動団体はお金よりはいいのではないか。

(事務局) お金で助成する場合もあれば、事務所の提供という助成の仕方もある。その土地を物納される時や絵画を物納されるとき、これを売ってくださいと、売ってもいいというのであれば寄付者の意向と言うことで問題はないが、土地を大阪市に何か役立ててくださいといわれる時などはある。土地を売却するのは手段であって、そのお金を寄附しますとお願いしたい。

(委員) われわれの財団では土地をもらえば即、売る事にしています。その場合、弁護士や財務コンサルタントの方をお願いしているのは、それが本当に売れる土地なのかどうかのチェックです。

(委員) この一覧表で、平成 12 年から板橋など先行して制度を設けているところは色々と経験があるので、担当者が視察に行きその苦労話を聞けばどうか。そのことを反映する必要はある。

(委員) 活動するのに毎年最低限これだけはあるんだという最低限のお金が保証されていないと不安になる。確実にそういうものを得る方法があるのでは。それプラスふえていくものについては歓迎であるが、こういった方法で最低限これだけは集まるといっても無ければ、活動は続けられないと思う。毎年ですごい波があるようではしんどい。

(委員) 団体が活動を行うとき、助成金ばかりに頼ってられない。事業収入など自己資金も考えないとね。

(委員) 百はいったから、百出るわけではないが、最低毎年はこれだけはあるという事がないと、それを確保する方法が何かほしいと思う。

(事務局) 毎年継続して入ってくる手法をわれわれも考えているが、具体的にこうだというのもまだ固まっていない。発言の趣旨はよくわかっている。

(委員) 基金に賛助会員をつけられればどうでしょう。

(委員) 例えば毎年きまった人数で 1000 円ずつ寄附しますというある一定数いれば、これだけは入ってくるんだというのがわかる。

(委員) 前回の議論で大阪市の職員の給料の端数を積み立てるという議論があった。それがあれば毎年一定額はあるというのがよめる。

(委員) 一般の市民にも毎年寄付をしたいという人がいるかもしれません。

(委員) そういったクレジットカードみたいなものを作ることはできないのか。カード会社と行政が一緒に行くなど。

(事務局) 議論の中にはあるが、手数料など色々な問題もある。また職員に呼びかけて毎年少しでもと言う考えもある。

(委員) 赤十字社などは寄附をすればステッカーなどももらえるが、この基金に 100 円の寄附で 200 円のステッカーを渡すなどはどうかと思うが、1 万円を寄附した人などはステッカーなど何か渡してもいいのではないか。

(委員) 銀行口座の自動引き落としや、クレジットカードによる寄付など、小額でもできるようにしたいですね。大きな寄付ばかりあてにするのもいけないと思います。

(委員) そういった額は小さくても毎年、毎年コンスタントに入ってくるというのが運営をしやすいのではないか。

(委員) 自治体がリーダーシップをとってつくる基金は必ず、行政の中の基金だけなのか。法人化するとか、公益信託にするとか行政の外に作るというのは選択肢としてはありえないのか。

それが可能であれば、別法人のクレジットカードや行政本体ではできないが、外に出すとできるのではないか。外に出すと行政上のメリットの関係でどこまでできるのかと言うのがある。例えば、大阪大学だと、法人化したので政府とは別団体であるが、大阪大学が受け入れる寄付と言うのは、国立大学だった時と同じような、税制上の特典を寄付者の人と与えている。それは、独立行政法人だから可能なのか、NPO 法人ならできないのかもしれない。同じようなことができるなら、一方で税制上の優遇措置を確保しながら、別法人な

どにして、少し行政本体で行うよりは裁量の余地を高めることができるかもしれない。
他の自治体でどうやっているのか調べてほしい。

今日で基金の骨格を固めようという話であったが、本日でている資料よりは、設置要綱などでもう一度議論をすればどうか。

(事務局) 設置要綱等は当然作らないといけないが、日を改めてまたお願いしたいと考えている。

(委員) 基金の条例はどういった形になるのですか。

(委員) 今ある基金の条例でもいいので、サンプルがあると議論しやすい。
最初の説明で、助成金を出すときに、助成を受けた方は年度ごとにしめないといけないという説明であったが、それは何による規制なのか。要綱で定めれば複数年度の助成もいけるのか、自治体の内部で作る基金はそういった制約が出てくるのか。

(事務局) 公金になるので年度ごとにしめという事が必要になる。複数年度にわたって助成するということであっても、運営委員会で決めて助成するのは可能と思うが、出すのは単年度、しめるのも単年度ごとになると思う。

(委員) しめるというのはどういう意味ですか

(事務局) 事業年度ごとのしめと言うこと。

(委員) 実施した事業の報告は年度を越えてもいいのですか。

(事務局) 年度の最後に中間報告的なものはいる。

(委員) 助成事業は履行払いなのか。前払いなのか。

(事務局) 最初にまったく収入のあてがないというのであれば、最初に必要な資金ということで決めた額を支払う。それ以外ほとんど収入がないというのであれば概算払いで支払いをして年度末で確定さすということになる。基本的には実績払いであるが、それでしかやっていけないという所には概算払いということもある。

(委員) 基金でも概算払いなのですか。助成金をきめてこの事業に10万円出しますとなった場合、10万円をあげればいいのかではないのですか。概算払いでなくて。

(事務局) 基金であろうと何であろうと、市の公金を支出するので、何に使ったかというのがいる。

(委員) われわれの財団では、事前に出します。もちろん領収書はもらいます。

(事務局) 100 万円の予定で、本当に 100 万以上使ったのかどうか最後にならないと債務の確定ができないので、事前に出す場合は、どうしても概算払いしかない。

(委員) そういったことを運用委員会で決めるのか。

(事務局) 運用委員会としては、団体の助成額を決めていただいて、後は役所のルールに従ってお金を出すということになる。概算払いかどうかというのは、行政に任せていただければと思う。

概算払いで行うということは、年度当初にそうしないとやっていけないという判断があるので問題はないと考える。

(委員) 事前に出さないと仕事はやれないと思います。

(委員) 事業助成などの場合、年度初めの 19 年度の 4 月～次年度の 3 月の期間になるのか。例えば 20 年度の事業については、19 年度に集めた寄付金で助成を行う事になるのでずれてくるのでは。

(委員) 次回 11 月くらいにもう 1 回になるのか。

(事務局) 当初は年間 4 回を予定しており次回は年度末の 3 月を予定していたが、今のご意見を伺って、運用の仕方の骨格を議論するということになったので、早急に日程は調整を行う。

(委員) 意見でもあったが、他の自治体の状況を詳細に知りたいので、事務局の方でヒアリングしてもらってもいいが、この場に他の自治体の担当者の方を呼んでヒアリングと言うのが可能であればどうか。

(事務局) 他都市からきていただくというのはいいが、われわれから他都市に行く方が効率的であると考えるので、一度検討を行う。

(委員) 他都市にヒアリングに行くときはこの審議会からだれか代表者を出してもいいかもしれない。一度検討を願いたい。